

三重短期大学在り方研究会設置要綱

平成18年1月1日

改正 平成26年6月26日

(設置)

第1条 三重短期大学が地域に密着した高等教育機関として、特色ある機能を発揮し得るよう必要な対応策を検討するため、三重短期大学在り方研究会（以下「研究会」という。）を置く。

(組織)

第2条 研究会は、会長及び会員若干名で組織する。

2 会長には、津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）第2条第1項に規定する副市長をもって充てる。

3 会員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(会長の職務)

第3条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する会員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 研究会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 研究会は、会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(調査等)

第5条 研究会は、必要があると認めるときは、関係職員に調査をさせ、又は関係職員に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、三重短期大学事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成26年6月26日）

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。